

仙南保第1377号
令和2年12月15日

管内各医療機関の管理者
管内各助産所の管理者
管内各薬局の開設者
管内各障害者福祉施設の管理者
管内各介護保険関連事業所の管理者
管内各市町長
宮城県白石高等学校長

殿

宮城県仙南保健所長
(公 印 省 略)

令和2年医師、歯科医師、薬剤師の届出及び業務に従事する保健師、助産師、
看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の届出について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の医療技術者は、関係法令の規定により2年ごとの年の12月31日現在の状況について下記のとおり届け出ることとされており、今年度が届出の年となっております。

つきましては、貴施設で業務に従事する各届出義務者に届出用紙を配付の上、記入について御指導いただくとともに、取りまとめの上、令和3年1月15日（金）までに当所企画総務班あて提出願います。（郵送時の費用は御負担願います。）

なお、届出用紙は前回の届出枚数を参考にしてお送りしておりますが、不足する場合には、複写するか、宮城県又は厚生労働省のホームページからダウンロードし御使用願います。（医師及び歯科医師の届出用紙は、両面コピーのうえ御使用ください。）

記

1 医師、歯科医師、薬剤師の届出

日本に住所を有し、日本の医籍に登録されている医師、歯科医師籍に登録されている歯科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師が対象です。

○届出についての御案内

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sanshir2.html>

(宮城県保健福祉総務課ホームページ)

○届出様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/sanshi_todokede.html

(厚生労働省ホームページ)

(裏面へ)

2 保健師，助産師，看護師，准看護師の届出

県内で保健師，助産師，看護師，准看護師として医療機関，福祉施設，行政，看護師養成施設等において業務に従事している方が対象で，病気療養など休業している方や臨時職員の方も届出が必要です。

なお，介護保険施設等でホームヘルパーやケアマネジャーとして契約し従事している場合は届出が不要ですが，看護師等として契約し従事している方は届出が必要です。

○届出についての御案内及び届出様式

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoushiken01-juujtadoke.html>

(宮城県医療政策課ホームページ)

※ 記入例も掲載されていますので参考にしてください。

3 歯科衛生士及び歯科技工士の届出

県内で歯科衛生士及び歯科技工士として医療機関，歯科技工所等で業務に従事している方が対象です。病気療養など休業している方や臨時職員の方も届出が必要です。

○届出についての御案内及び届出様式

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoushiken01-juujtadoke.html>

(宮城県医療政策課ホームページ)

担 当	企画総務班 中村
住 所	〒989-1243 大河原町字南129-1
TEL	0224-53-3116
FAX	0224-53-3131